

# **第1部 歴史**

## **第1章 岩手県信用生協通史**

## 第1節 岩手県信用生協の設立

### 1-1 岩手県信用生協前史1（大正・昭和初期）

**歴史的系譜** 本書は消費者信用生活協同組合の半世紀にわたる歴史を振り返り、関連する資料を記録集としてまとめたものであるが、以下の記述ではこの団体を、特に断りのない限り「岩手県信用生協」と呼ぶことにする。設立当初は「岩手県消費者信用生活協同組合」であり、青森県八戸市への進出にあわせて2010年5月に「岩手県」を名称から削除し「消費者信用生活協同組合」と改称した。したがって改称後に限っては「信用生協」と呼ぶが、改称前の時期については、一般名詞としての信用生協および他県の信用生協と明瞭に区別するため、少々くどい印象もぬぐえないが、基本的に岩手県信用生協と呼びたい。

岩手県信用生協の半世紀にわたる歴史を通観する前に、その設立に先立つ協同組織金融の歴史的系譜を簡単に見ておきたい。

以下に述べる歴史的系譜は、その全てが岩手県信用生協の設立に直接つながっているわけではなく、あるいは思想的な影響を与えたという確たる証拠もないので、岩手県信用生協の前史として位置づけられるかは議論の余地があるが、庶民、殊に低所得階層の消費者向けの協同組織金融の系譜の中に岩手県信用生協が位置づけられることから、その系譜を踏まえたうえで信用生協の設立とその背景を論じることの意味があると思われる。

江戸時代末期以降の庶民金融とその思想・実践の歴史的展開は、森（1977、1978、1981）や澁谷（2001）に詳しいが、報徳社運動から信用組合・市街地信用組合（後の信用金庫）に連なる潮流や、無尽講・頼母子講から無尽会社、戦後の相互銀行へと連なる潮流の大部分は、自営業者や零細事業者が多かったため、事業資金と生活資金が明確に分別されていなかったものの、農業や中小零細の手工業・商業のために事業資金を集めて融通する機能を果たしていたといえる。これに対し、庶民金融の中でも私営の質屋やいわゆる高利貸は短期・少額の生活資金を融通していたが、下層階級が私営質屋や高利貸の搾取に遭って困窮していたことから、大正時代末期から昭和時代初期の不況期に、社会政策の一環として低金利の公益質屋が相次いで設立された。

公益質屋は自治体（市町村）が運営する公営の貸金事業であったが、これとは別に民間で質庫組合や信用組合を設立し、下層階級に低金利で貸付を行う試みが、ごくわずかではあるが存在した。以下ではその代表例として大阪庶民信用組合、上田質庫組合、中ノ郷質庫信用組合を取り上げる。

**大阪庶民信用組合** 有限会社大阪庶民信用組合は1920（大正9）年10月、小河滋次郎によって設立された（以下、大阪庶民信用組合に関する記述は森（1978：35-52）による）。小河は永年にわたり監獄制度の整備に携わり、犯罪の生じる主因の一つである貧困を根源的に解決するために貧困層の生活を改善する必要を痛感した。1918年、大阪府方面委員制度

の創設とともに小河は方面委員に就き、貧困層の救済・自立支援を積極的に行ったが、「方面委員の仕事に忠実になればなるほど貧困者のなかに巢食っている寄生虫的な高利貸等の存在から、貧困者を守る必要がある」という考えに至った（森 1978 : 38）。そこで、方面制度の附帯事業として大阪庶民信用組合を設立することとなった。貧困層の高利負担の資金を返済して、貯蓄を奨励することによって生活に計画性を持たせ、自立共助と連帯性を養うことが信用組合の目的であった。一般的に信用組合は貧困層ではなく中産階級の維持を目的として設立されたことを考えれば、この庶民信用組合は極めて異例だった。

大阪庶民信用組合の特徴は、(1) 大阪府方面委員関係者が経営していたこと、(2) 特別組合員（経済的に余裕のある者を対象）と普通組合員（貧困層を対象）の二つの組合員の種類を設け、前者は配当を辞退して後者への配当に充てること、(3) 低利資金を導入したことである（森 1978 : 43）。また、方面委員が貯蓄の奨励とともに貧困層の家庭に入り込んで生活指導を行った。大阪庶民信用組合は比較的富裕層の資金を集めながら、他方で貧困層からも粘り強く出資金を集めて信用組合に加盟させ、貯蓄による経済的自立を勧めた。

**上田質庫組合** 大阪庶民信用組合が貯蓄奨励を使命としていたのに対し、上田市共同質庫信用組合（以下、上田質庫組合）は貸付を主な目的としていた。上田質庫組合は、地元・長野県上田市出身の成沢伍一郎が 1926（大正 15）年 12 月に設立した（上田質庫組合に関する以下の記述は渋谷（1983）、澁谷（2001 : 407-431）による）。成沢は家業の絹紬商を営む傍ら、上田市信用組合組合長を務め、また上田市議会議員・同議長や上田商工会議所会頭など上田市の政財界及び社会事業会で幅広く活躍したが、大阪庶民信用組合を参考にして独自の質庫組合を構想した（澁谷 2001:416）。上田市出身の小河滋次郎は成沢にとって同郷の先輩であった。

上田質庫組合は、親組合である上田市信用組合（現：上田信用金庫）と一体的な経営を図りながら、社会連帯の理念をもとに、社会事業として貧困層を質庫組合に組織した。親組合が質庫組合に余裕金を預けるとともに寄付金を与えたが、それだけでは資金調達が弱いため、質庫組合は一般組合員（利用組合員）のほかに名誉組合員（義務組合員）を設け、名誉組合員は貯金利子と出資配当を低率に抑えて、一般組合員への利子・配当に回して、一般組合員に貯蓄を奨励した。また、一般組合員には質物担保による貸付を行い、その弁済期間は 6 か月と、私営の質屋より長く、事情によってはさらに延長もあったという（『中ノ郷信用組合五十年史』 202 ページ）。

上田質庫組合の設立以後、後に述べる中ノ郷質庫信用組合、都城質庫信用組合、横浜庶民信用組合などが相次いで設立された。普通の信用組合の信用事業の対象にはならない零細業者や庶民の間に、融資に対する強い要望があったことから、質物担保による庶民への小口金融を営んだ信用組合は大正末期から昭和初期にかけて全国で約 30 組合あったと言われている（『中ノ郷信用金庫五十年史』 29・202 ページ）が、これらの「協同組合質屋」は法制度上の制約により、発展普及をみることはなかった（澁谷 407-413）。

**中ノ郷質庫信用組合** 上田質庫組合の設立から遅れること 2 年、1928（昭和 3）年 6 月

に、賀川豊彦が本所松倉町（現：東京都墨田区）に中ノ郷質庫信用組合を設立した。大阪庶民信用組合と上田質庫組合がいずれも昭和恐慌の打撃を受け、大阪庶民信用組合は1932（昭和7）年に解散を余儀なくされ、上田質庫組合はかろうじて存続したものの当初の社会連帯的な性格を喪失し、戦時中に自然消滅を余儀なくされた。これらとは対照的に、中ノ郷質庫信用組合は関東大震災と昭和恐慌を契機に設立され、不況期と戦時期をくぐり抜けて、1962年に中ノ郷信用組合と改称し、現在も存続しているという稀有な事例である。

中ノ郷質庫信用組合の設立の経緯については、森（1978：第4章第5節）、森（1981：第2章）、森（1998）、『中ノ郷信用組合五十年史』、近藤（2009）、中ノ郷信用組合ウェブサイトなどに詳しいので、ここでは詳述を避けるが、賀川豊彦がキリスト教的隣人愛の精神によって、震災と恐慌と高利貸に苦しむ貧困層の救済のために質庫を設立したとされている。安い金利と長い流質期限のため本所地区の下層労働者に歓迎され、予想以上の発展を遂げたという（三十年史編纂委員会1981：60-62）。

中ノ郷質庫信用組合は、設立の直後に上田質庫組合を視察している。中ノ郷質庫信用組合の設立に深く関わり、第三代組合長を務めた木立義道氏は1928（昭和3）年10月に上田質庫組合を視察して学んだとされている（『中ノ郷信用組合五十年史』202ページ）。

中ノ郷質庫信用組合の設立当初、貧困層への貸付は多くの困難があった（森1981：117）。岡本利吉らが中心になって設立した大島労働金庫が短期間に解散し、大阪庶民信用組合は貸付件数が1928年時点で160件とわずかな数にとどまっていた。無産階級である貧困層への貸付は、貸付の固定化と貸倒の危険性が高く、また貧困層から預金を集めることはあまり期待できなかった。そのため質屋を経営することでこれらの危険を回避することとした。さらに資金を調達するにあたっては出資特別組合員からの出資金と、産業組合中央金庫からの借入金でまかなったという。設立当初は質業務専門だったが、質業務は1960年代以降に激減し、1962年に名称から「質庫」を除き、1971年に質業務を廃止するに至った。

**3 組合の共通点** 大正から昭和初期に設立された大阪庶民信用組合、上田質庫組合、中ノ郷質庫信用組合はそれぞれ地域や思想的背景が異なっているが、共通点が多い。第一は、無産階級・下層階級と当時呼ばれていた貧困層、低所得者層を私営質屋や高利貸から救済するために、金融の手段（貯蓄・貸付）を提供したということである。信用組合の対象から除かれ、貸付や貯蓄が難しいとされていた貧困層はリーズナブルな金融の手段を持たず困窮にあえいでいた。この点は、労働金庫の対象から除かれた低所得者層を主な顧客とする信用生協と通じるものがある。

第二は、資金調達のために二種類の組合員を設け、富裕層の篤志家から出資金を募って配当を抑制し、貧困層への配当や金利に充てたということである。貧困層を対象とした貯蓄や貸付事業を行うには安定した資金調達が不可欠という実際上の必要性に迫られたものではあったが、富裕層が貧困層の自立を支援するという社会連帯・相互扶助的な理念を体現する仕組みでもあった。信用生協の歴史に引きつけて考えれば、後に述べるように信用生協の初期は財団法人岩手県民共済会（以下、「岩手県民共済会」；後の一般財団法人ハピネス共済会）

から資金の融通を受けて貸付原資としていたし、2000年代には一時期、出資協力組合員を募ってまとまった出資金を受け入れていた。顧客層からの出資金や預金の調達を多く望めない場合においては、いかに安定した資金を好条件で調達できるかが重要だとの示唆といえよう。

上記の3つの事例はたまたま時期的に重なっていたというだけではなく、上田質庫組合は大阪庶民信用組合から学び、中ノ郷質庫信用組合は上田質庫組合から学んで発展させていったという、人のつながりがみられたことも興味深い。

## 1-2 岩手県信用生協前史2（戦後～1960年代）

**1950年代の庶民金融** 第二次世界大戦の終戦後から1950年代にかけては、銀行は大企業への融資に特化し、中小企業や個人への融資は行っていなかった。信用組合や市街地信用組合は主に中小企業や零細事業者への事業資金の融資を中心としていた。山村（2011：352-354）によれば、戦後は傾斜生産方式で資本を特定産業に集中投下する政策のため、中小企業や個人への融資は対象外だった。銀行が消費者金融に目を向けるようになるのは1960年代前後であった。1951年に制定された相互銀行法は、無尽会社を相互銀行に転換する法整備だったが、中小の個人事業主を対象とした事業資金の融通が念頭にあり、消費資金の融資は対象外であった。1949年に制定された「貸金業等の取締りに関する法律」は届出制で規制が極めて緩かったため、1954年に利息制限法と、出資の受入・預り金及び金利等の取締り等に関する法律（出資法）が制定された。このように、消費者が生活資金を借りる選択肢は極めて限られており、当時の金融情勢からみて仕方がない面があったとはいえ、消費者の立場からすればまさに金融排除以外の何物でもなかった。

労働者がお金を借りるためには親戚を頼るか、あるいは質屋で生活費を借り入れるのが日常の姿であり、質屋・高利貸から搾取される存在だった。そのため1940年代末から、相互扶助の精神に立脚した自主的な共済活動」と「労働銀行」を創設しようとする運動が起きた（高橋 2016：305）。1950年の総評結成大会では中央労働金庫設立の方針が掲げられ、「質屋と高利貸しからの解放」を目指して、岡山・広島を皮切りに全国に労働金庫が設立されていった（大塚・麻生 2016：172）。

ただ、労働金庫が対象としたのは規模の大きな労働組合に所属する組織労働者に事実上限られ、零細な労働組合の労働者や未組織労働者は除外されていた。そのため労働金庫のなかには、利用者の底辺を拡大するため未組織労働者を対象とした労働質庫事業を始める例があった（労働質庫に関する以下の記述は、特に断りのない限り三十年史編纂委員会（1981：250-203）による）。

なお、上田質庫組合や中ノ郷質庫信用組合でも「質屋」ではなく「質庫」といつているが、岩手県信用生協元専務理事の上田正氏によれば、かつては高利の質屋と区別し非営利を目的とする公的な質屋を「質庫」と呼んでいて、そうした「質庫」は自治体や社会福祉法人

などが経営していたという（2019.9.6 聞き取り）。日本最初の公益質屋、宮崎県細田村の細田村営質庫も「質庫」であった。

**労働質庫** こうした労働質庫のなかで最も早く設立されたのが、東京労働金庫理事長の個人事業という位置づけで始められた東京労働質庫（1953.7 設立・1965.3 閉鎖）であり、その後、兵庫、石川、埼玉など各地に設立された。佐野芳雄率いる兵庫労働金庫が資金を拠出して1954年に兵庫県勤労者生協（以下、労生協）を設立し、労生協は質庫事業で認可を取り、神戸市長田区に「労働質庫」の看板を掲げた。兵庫労金はその機関誌『労働金庫』（No.37, 1955.1.25）のなかで「高額の生活資金は労金、少額の生活資金は質庫へということになる」「公益質屋が地方自治体の苦しい財政事情のなかでは、そう簡単に増強が考えられない現状から見て、労働質庫が果たしていく役割は大きく…」と述べ、労働質庫は労働金庫より少額の生活費を低金利で貸し付ける公益性の高い金融機関と位置づけている。労生協の設立趣意書には、「労働金庫はこの際単に労働金庫を利用し得る会員のために奉仕する金融機関にとどまることなく、広く働く者の生活安定と経済的地位の向上のための事業を計画し、その実現に一步前進しなければならない」と述べ、労生協の地域内に居住または勤務している者に組合員の資格を等しく認めた（『労働金庫』（No.37, 1955.1.25 ; No.39, 1955.4.25、佐野（1955）、兵庫労働金庫（1970））。労生協は質庫事業を始めるにあたり、中ノ郷質庫信用組合の教えを受けた。この労生協は質庫以外の福祉事業も手がけ、後に兵庫福祉生協と改称したが、2002年に破産宣告を受けた。

兵庫と似たような経過をたどったのが埼玉であった。井堀繁雄が1951年に埼玉県川口市で信用協同組合埼玉労働金庫を設立し（1953年の労金法成立により埼玉労働金庫となる）、労働金庫を母体として1955年9月に埼玉勤労者生協を設立した（埼玉労働金庫『二十年の歩み』、埼玉勤労者生協『50年のあゆみ』）。埼玉勤労者生協が翌1956年に最初に始めた事業が労働質庫事業であり、中ノ郷質庫信用組合からノウハウを教わりながら質庫事業を行った（埼玉勤労者生協理事長関根正道氏からの聞き取り 2019.3.12）。初期の頃は一つの建物に労働金庫と生協の質庫事業と物販事業が同居し、三者一体で運営していたという。労働金庫は組織労働者向け、質庫は未組織労働者向けと棲み分けを行っていた。1960年代に入って質屋の業界全体が落ち込み、また生協の事業が多角化するに伴って質庫事業は影を潜め、やがて休止となった。生協は1975年に小口金融事業を埼玉県に申請したが、生協法本則に信用事業がないことを理由に県は許可せず、現在に至っている。

静岡県においては、1953年に静岡県労働金庫が設立されたが、その4年後の1957年2月に労働組合や労働金庫などの関係者が参加して、火災共済および労働質庫を行う生協の設立の懇談会を開いた。その会議では「劣悪な労働条件のもとで、しかも自らの生活を守る手段をもたない未組織の労働者に対して、新しい福祉活動の手を差し伸べるため、全県的に労働質庫を設置していく方針を決めた」（静岡県労働者福祉協議会・(財)静岡県労働者福祉基金協会 2008: 22)。労働質庫設立の背景として、静岡県労福協のウェブサイトには「昭和32年当時、静岡県下の中小企業に働く『未組織労働者』は78万人、その人達は信用を補完

する組織を持たず、市中金融機関からは見放され、労働金庫からの融資さえ受けられない状態にありました」との説明がある。翌3月に静岡市労働者生活協同組合の設立総会を開き、同年11月静岡市内に労働質庫を開店して、未組織労働者への貸付を始めた。浜松市においても、1958年11月に浜松市労働者生活協同組合を設立し、翌1959年6月に浜松市内に労働質庫を開店した。私営の質屋より低金利で貸し付けていたとのことである。

兵庫や静岡の例に登場する「勤労者生協」・「労働者生協」は1950年代の生協運動を特徴づける存在であった。1950～1951年に鳥取県と大分県で労働者を組合員とする生協が創立され、地域勤労者生協運動の起点となった（『現代日本生協運動史上巻』160ページ）。1950年代は地域勤労者生協が全国各地に設立され、当時の生協運動を牽引していた。

東京、兵庫、埼玉、静岡のほかには、石川県庶民生協（1955.1 設立）、山口労働質庫（1955.11 設立・1963.12 閉鎖）、宮崎県消費者信用生協連（1956.12 設立）、京都勤労者生活質庫（1957.1 設立）、熊本県労働質庫（1960.4 設立・1965.3 閉鎖）、室蘭労働質庫などが設立され、1958年11月には兵庫労金にて全国労働質庫協議会が結成された（事務局は労働金庫協会）（兵庫労働金庫1970）。全国労働金庫協会によれば、1960年代以降に質利用者が減少したことから、大部分の労働質庫は閉鎖に追い込まれ、兵庫、石川、埼玉、宮崎では質庫から信用生協に改称したというが（三十年史編纂委員会1981：250-251）、実際にこれらが組織名を「改称」したという事実は確認できていない。ただ、後に述べる宮崎と石川は労働質庫から信用生協に転身したようである。岩手県信用生協元理事長の横沢善夫氏は「（宮崎以外の）他の地域についても、労働質庫から信用生協になったという流れは聞いたことがない。宮崎以外には聞いたことがない」（2019.8.30 聞き取り）と証言している。

ここで確認しておきたいことは、労働金庫の対象から除かれた未組織労働者に対して労働質庫が設けられたこと、労働質庫の多くはごく短命に終わったものの、一部の労働質庫は信用生協に転身したことである。すなわち、信用生協のルーツは質庫にあり、さらには中ノ郷質庫信用組合に行き着くことがわかる。

**宮崎県信用生協** 次に、岩手県信用生協に直接つながりを持つ宮崎県信用生協について見ておきたい。

各地に信用生協が設立され、その数は一時期10団体前後あったとも言われているが、岩手県信用生協を除きいずれも閉鎖・解散しており、正確な数や設立時期、運営の実態などについては資料が残っておらず、残念ながらよくわかっていない。ただ、岩手県信用生協内に、宮崎県信用生協に関する内部資料が残されていたので、ここで簡単に紹介しておきたい（宮崎県信用生協に関する以下の記述は内部資料による）。

宮崎県内では、延岡信用生協が最も早く1955年9月に設立され、その後宮崎信用生協（1956.12 設立）、東児湯信用生協（1956.12 設立）、日南信用生協（1957.7 設立）、西都信用生協（1957.9 設立）、都城信用生協（1957.12 設立）、西臼杵信用生協（1963.9 設立）、串間地域生協（1964.9 設立）、西諸信用生協（1967.7 設立）が相次いで設立された。これらのうち、宮崎、延岡、日南、都城、西都、西諸の各信用生協は質庫から信用生協として発足し

たものであり、串間、東児湯、西臼杵は供給生協から信用生協に転換した。これらの信用生協は「低所得者層、未組織労働者を対象とした小口金融を主力事業とする地域生協として各地域に設立され」た。

宮崎県内で 9 つの信用生協が相次いで作られたわけだが、その後は組織の統合再編があった。1976 年 11 月、串間地域生協が日南信用生協と合併。1986 年に東児湯信用生協が解散、同年西臼杵信用生協が事業中止。翌 1987 年 10 月に宮崎、日南、都城、西都、西諸の各信用生協が統合して宮崎県信用生協となった。宮崎県信用生協と延岡信用生協が信用生協連合会を作り、宮崎県労働者福祉団体中央会（県労福協）に加盟していた。

宮崎県信用生協は設立当初質庫事業をしていたが、その後は一般的な消費者向貸金業（無担保・不動産担保など）、住宅ローン（厚生年金転貸融資）、販売信用（クレジットカードショッピング）、自動車保険・火災保険等の代理店販売を手掛けていた。1994 年度の決算資料によると、組合員が 2.3 万人、新規貸付が 942 件・9.5 億円、貸付金利息収益が年間 1.6 億円、信販手数料・利息収益が 1.1 億円であった。

宮崎県信用生協は「低所得者層、未組織労働者を対象とした小口金融」を目的に設立されたものの、宮崎県信用生協は未組織労働者に対してではなく主に九州電力労組組合員を顧客としていた（岩手県信用生協横沢善夫氏の聞き取りによる）。信用生協事務所を宮崎県労働金庫内に置き、九州電力労組から幹部職員を迎え、宮崎県労福協の采配の下で、九州電力の自動車ローンの信販業務を請け負っていたため、経営としては潤沢だった。ところが、労働金庫が自動車ローンを自前で始めるようになると信用生協の業績が悪化した。2000 年に「労金とのすみ分けの困難性、資金の確保調達、貸付の不良債権化など」を理由に解散した（横沢善夫氏聞き取り 2019.8.30）。

岩手県信用生協が設立されるまでに、上記の宮崎県信用生協に加えて、岩手の前年（1968 年）に鳥取信用生協が設立された（岩手県信用生協「設立趣意書」）。

### 1-3 岩手県信用生協設立の背景

**1960 年代の庶民金融** 1969（昭和 44）年の岩手県信用生協設立は、労働質庫や宮崎県内の信用生協の設立が相次いだ 1950 年代よりも約 10 年後であり、時期的にかなり間が空いているように思われる。もっとも、岩手県信用生協の設立後に「石川県信用生協」と「三重県勤労者信用販売生協」ができたので（岩手県信用生協昭和 52 年度通常総代会議案書、横沢善夫氏聞き取り 2019.8.30 による）、岩手県が最後発ではないが、他県に比べて比較的遅かったようである。

岩手県で、なぜ 1960 年代末の時期に信用生協の存在が必要とされたのだろうか。1950 年代後半以降の高度経済成長により庶民の生活水準は年々高まり、消費者金融・住宅金融への需要も高まっていたことから、販売信用・消費者金融の両面で 1960 年前後に大きな画期を迎えた。先行した販売信用の分野では、1960 年 12 月に設立された日本ダイナースクラブ



が日本で初めての多目的クレジットカードを発行し、翌 1961 年 1 月には日本クレジットビューロー（後の JCB）が設立され、また日本信販が独自にクレジットカード制度を発足させた。これらのクレジットカードは、各社で少しずつ異なっていたとはいえ、基本的に中間所得層から富裕層に顧客を限定していた（前田 2011b : 187-188）。他方消費者金融の分野では、1960 年頃に団地金融とサラリーマン金融（またはサラリーローン）が誕生した。団地金融は団地の居住者を対象とし、サラリーマン金融は給与を稼ぐホワイトカラー層を対象とすることで信用力を担保した。個人信用情報のシステムが未整備だった時代、新たに登場した消費者金融は中間層の優良顧客に限定していたといえる。1960 年に丸糸（後のアコム）、1962 年に関西金融（後のプロミス）、1964 年にパーソナル・リース（後のレイク ALSA）、1966 年に富士商事（後の武富士）、1967 年に松原産業（後のアイフル）といった大手消費者金融事業者が相次いで誕生したのをはじめ、多くの事業者が新規参入し、1960 年代末には消費者金融の業界団体も設立された（西田 2011a : 226-227）。他方、銀行は 1960 年代前後に消費者金融に目を向けるようになったが、基本的に手がけたのは耐久消費財の販売信用であり、対象とした消費者も主に富裕層に限られていた（山村 2011 : 361）。

このように、1960 年代には従来の質屋に代わって販売信用・消費者金融が誕生し、主に中間層・富裕層を対象とした事業展開を始めていたが、低所得者層は対象外とされており、借入需要が満たされていなかったといえよう。

**岩手県信用生協設立の意図** 低所得の労働者は労働金庫や政府系金融機関などから資金を得られなかったのだろうか。

横沢氏は岩手県信用生協設立の意図を以下のように証言している。

「潤沢な資金を労金では提供できない。未組織労働者向けでもできなかった。そんなに預金高があるわけではないし、結集したばかりだから、労働者のお金をかき集めてもそんなに提供できなかったと思う。国策銀行である住宅金融公庫でさえ提供できなかったわけだから、そういう金融状況だった。だから未組織労働者に向けていくらかでもお金を貸したい。高利貸しが跋扈しているのを止めたいというミッションは大いにあったと思う。あくまでも金融政策として広げたいということだった。それがどういう形態かは、質庫の形態もあっただろうし、信用生協もあっただろう。」（2019.8.30 聞き取り）

また、岩手県信用生協の初期に経営に携わった岩手県民共済会元事務局長の鹿野英良氏は、信用生協設立の背景と意図について以下のように説明している。

「経営者は手形を落とすためにお金を借りるが、銀行は簡単に貸してくれないというのが中小企業の実態だった。そういう実態を見たのが背景にあった。自由に貸せる金融機関とか金貸し部門を作ることにつながったのではないかと思う。」

「労金は団体加入しなければいけないので、個人で借りたいと思っても利用できなかった。合同労組という単位で労金に加入する形はとっていなかった。」

（「合同労組として、労金から借りることはできたかもしれないが、労金から借りるのは

実質的に敷居が高かったというか、難しかったのか」との問いに対して)「慣れていないというせいもある。手軽に借りられるというわけではない。労金はもともと労働組合に貸す。形の上では組合員個人が第一保証人だが、借主は労働組合だった。中小企業は人の出入りが激しいので、金融の部分は簡単ではない。退職者が多く、借りていなくなればたパーなので、全部労働組合に貸すという形をとっていた。それで信用生協を作ったのではないかと思う。」(2019.11.1 聞き取り)

銀行も消費者金融や販売信用も低所得者層を相手にしなかった当時、未組織労働者や中小企業労組の労働者は労働金庫からも借りられず、止むにやまれぬ時は高利貸に依存するしかなかった。貸金業規制も極めて緩かったため、高利貸から借りることは一歩間違えれば身の破滅を意味したであろう。岩手県内では、岩手県信用生協の設立前は類似の協同組織金融や労働質庫などはなく、いわば空白状態にあったと考えられる。

こうした状況下で1969年3月に岩手県信用生協設立発起人会が岩手県信用生協の「設立趣意書」を発したが、そこには上記のような金融排除の状況が問題意識として述べられる。

「私たちは、みんなひとしく『健康にして文化的な生活を営む権利』を保障されています。しかし労働組合にも各種協同組合、共済団体にも保護されずに孤立した中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとってはこれらの願望を補ってくれる銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ないというのが現状です。」(「設立趣意書」)

設立当時の定款には、「この組合の区域内に住所を有する者」と「勤務地を有する者」が組合員になれるとし、「組合員に対し生活資金を貸付する事業」を営むと規定している。後述の葦沢元一氏も未組織労働者対策の側面を重視していたとの証言がある。「労働金庫ができた時に対象者は組織労働者なので、未組織労働者をどうするのかという議論はあったと思う。当時は住宅金融公庫の住宅ローンは全部抽選だった。当時の日本の金融政策はそんなに潤沢ではなかったので、お金がなかった。労金が組織労働者向けに住宅ローンを出していたし、住宅公庫との併用もやっていたが、「じゃあ未組織はどうするんだ」という議論があって、葦沢氏はそこにいち早く着眼して、信用生協をつくろうという話になった。」(横沢善夫氏聞き取り 2019.8.30)

労働金庫も当時は未組織労働者に貸し出す財源の余裕がなく、しかも員外利用が規制されており、互助会の制度もできていなかったため、労働金庫では未組織労働者に対応できず、別組織が必要とされたのである。

1950年代に設立された各地の労働質庫や信用生協と同様に、岩手県信用生協もまた、労働金庫から借りられない労働者への生活資金貸付を目的として設立されたことがわかる。

**労働者福祉運動** 岩手県信用生協20周年記念の祝辞で、岩手県信用生協初代理事長の渡辺長福氏は「(信用)生協は岩手労済の寄附行為によって設立されたものであり」(『共済会信用生協 20年のあゆみ』3ページ)と述べているように、岩手県信用生協の設立母体は

当時の岩手労済であった。労働者福祉運動の中心的な事業団体は岩手県労働金庫と岩手労済だったが、岩手労済は岩手県民共済会や岩手県信用生協などを生み出していった。

1951～53年にかけて全国各地に労働組合福祉対策協議会（地方福対協）が作られ、福対協を母体として労働金庫、地域勤労者生協、労働者共済生協の設立が進んだ（『現代日本生協運動史』153ページ）。労働金庫の設立は1950年の岡山・兵庫に始まったが、労済生協はそれよりやや遅れて1952年の大阪に始まった。岩手県においても1952年に岩手労働金庫（岩手労金）が作られ、岩手労金を母体として1961年に岩手県労働者共済生活協同組合（岩手労済）が作られた。

1950～60年代、労働者福祉運動は共済、住宅、信販などの新規事業を次々と手がけ、労働者生協（群）を設立していたが、その一つに生活資金を貸し付ける信用生協も含まれていた。岩手県では、国鉄労働組合（国労）出身で、岩手県労働組合総連合（岩手県労連）を経て1958年に総評・全国一般傘下の岩手中小一般労働組合（通称「合同労組」）を設立した菫澤元一氏が中心となって1961年に岩手労済を設立し、また1969年に県民共済会と岩手県信用生協を設立、また協同組合岩手県中小企業福祉労務協会（以下、労務協会）や労信販生協なども設立した（鹿野英良氏聞き取り 2019.11.1）。

岩手県信用生協の設立に中心的に関わり、初代の専務理事となった菫澤元一氏は国労の出身だったが、国労を辞めて岩手県労連の書記になり、県労連の活動を通して中小企業の労働実態を知った。旧態依然とした労使関係や、労働基準法の無視が横行する職場の実態を知り、その対策として合同労組や県民共済会などと並んで信用生協も設立したという（鹿野英良氏聞き取り 2019.11.1）。先ほどは未組織労働者対策の側面を強調したが、その点では、中小企業の労働運動の延長線上に信用生協の設立が位置づけられるのかもしれない。

したがって、岩手県信用生協が真空状態の中で単独に突如として誕生したのではなく、幅広い意味での労働運動ないし労働者福祉運動の文脈の中で、労働者生協群の一つとして生み出されたものであった。こうした生い立ちは、岩手県信用生協初期の運営状況を大きく規定するものであったが、その点の説明は次節に譲ることとしたい。

**信用生協の法的根拠と政府の方針** ところで、貸付を専業とする「信用生活協同組合」という生協の存在は、岩手県が最初の例ではなく他県に先例があったとはいえ、極めて珍しく、知名度も低かった。岩手労済の菫澤氏がどのように信用生協の存在を知るに至ったのか。鹿野氏は、当時は各県の労済の幹部が集い交流しており、その交流の場で他県の幹部から信用生協のことを聞き知ったのだらうと推測しているが（鹿野英良氏聞き取り 2019.11.1）、当時の労働者福祉運動の交流を通して、労金や労済の派生的事業の存在が他地域にも徐々に知られていき、石川や宮崎などで局所的に始まっていた信用生協の事業がやがて岩手にも伝わったということと思われる。

信用生協は全国に8組合ないし10組合ほど設立されたとの説（上田 2011；古江 2017）もあるが、全国的に広く普及しなかった主な理由の一つと考えられるのはその法的根拠である。消費生活協同組合法（生協法）第10条第4項「組合員の生活の共済を図る事業」の

中に「質庫共済事業」が位置づけられ、戦後直後のいわゆる「町内会生協」が少額の貸付を行っていたという（佐藤 2009、上田 2011、松本 2012）。生協法の制定当時（1948 年）、厚生省の法律要綱案に盛り込まれていた生協の信用事業は GHQ によって削除されたが（上田 2011）、厚生省は庶民の生活資金繰りをサポートするために質庫共済事業として信用事業を認めたという（佐藤 2009）。だが、2007 年の生協法改正によって条文（第 13 条、第 26 条の 4、第 51 条）に貸付事業が明記されるまでは、生協による貸付事業の法的根拠が弱かった。そのため「（岩手県）信用生協は知事が間違っただけでハンコを押した生協だ」などと揶揄されてきたという（上田正氏聞き取り 2019.9.6）。

法的根拠の弱さに加えて、厚生省の消極的な姿勢もあったとの証言がある。「生協は貸付事業に似合わないという話は当時もあったらしい。生協法人として認可を受ける関係で、当時の厚生省は、生協を認可しないほうが良いというお触れが出たという話があったようだ。」「生協は団体加入ではなく個人加入だから、借りる人も貸す人も個人だ。借りる人は金利を下げろと要求するだろうから、ふさわしくないという意見があったようだ。」（鹿野英明氏聞き取り 2019.11.1）。『信用』の名をつけた生協を認めるか否かという議論があつて、厚生省は「信用」のつく生協は好ましくないという見解だった。（上田正氏聞き取り 2019.11.1）こうした状況が信用生協普及の制約になっていたであろうことは想像に難くない。

2007 年の生協法改正前は、信用生協の根拠となっていたのは大蔵省銀行局長通達のみであった。この通達は、1949 年と 1951 年に自治体から厚生省に照会があり、大蔵省・厚生省が回答した 3 件の文書である。最初の案件は岐阜県知事から厚生省に「組合員が病気、不時の出費等にて生活上必要ある場合には 5,000 円の範囲内で共済資金の貸出をする」事業を、生協の共済事業として認めたいと問い合わせたのに対し、1949 年 4 月 28 日に大蔵省銀行局長が「消費生活協同組合が、その共済事業として生活資金の貸出を行うのは差し支えないと思われるが、その資金は、当該組合の出資金又は借入金をもって賄うべく、これがため貯金類似のものを受入れることは、不可と思われる。」と回答した（厚生省社会援護局地域福祉課 1998 : 244-246）。1951 年 4 月佐賀県民生部長から厚生省への照会、同月東京都民生局長から厚生省への照会もほぼ同様の内容であった。いわば Q&A の形式による大蔵省銀行局長の見解だけが信用生協の公的な根拠となっていたのである。

**岩手県の政治状況** 信用生協の法的根拠の弱さや厚生省の消極的な姿勢にも拘らず、岩手県知事が信用生協の設立を認可した背景には何があつたのか。鹿野氏によれば、岩手県の政治的力関係についてはもともと革新系が強く、1950-60 年代には社会党・共産党の議員が多数当選していた。特に盛岡市では革新勢力が強かったという。岩手県信用生協の設立を認可した岩手県知事の千田正氏（県知事の任期は 1963-1978 年；16 年間）は終始無所属を貫いたが社会党からの推薦を得て岩手県知事に当選し、岩手県初の革新県政を敷いた。当時強大な勢力を誇っていた社会党を支えていたのが総評系の労働組合であり、労働組合の中でも特に力を持っていた人物が国鉄労働組合（国労）盛岡地方本部委員長の渡辺長福氏であった。岩手労済と岩手県民共済会の理事長でもあつた渡辺氏は、岩手県信用生協の設立発起人

代表として岩手県に認可を申請した。したがって、岩手県信用生協が認可された背景には、革新的な政治風土とそれを下支えた強力な労働組合・労働者福祉団体の存在が大きかったと思われる。

#### 1-4 岩手県信用生協の設立（1969年）

**設立趣意書** 1969（昭和44）年に岩手県消費者信用生活協同組合（岩手県信用生協）が設立された。1969年3月に、設立発起人会の名義で「設立趣意書」が書かれている。設立趣意書には

「労働組合にも各種協同組合、共済団体にも保護されずに孤立した中小企業、商店等の勤労者や一般消費者にとってはこれらの願望を補けてくれる銀行、金庫など市中の金融機関は縁遠い存在であり、いきおい小口高利金融業者に依存せざるを得ないというのが現状です。こうした状態をただ眺めているわけにはいきません。」と問題意識を述べ、宮崎と鳥取の信用生協が事業を展開していることを踏まえつつ、以下の事業の実施を宣言する。

- 「1. 組合員に対し、生活資金を貸付する事業。
  - (イ) サラリーマン、一般市民に対する個人信用貸付
  - (ロ) 中小企業従業員の厚生資金とする団体保障による信用貸付
  - (ハ) 国、公社債等を担保とする貸付
- (二) 不動産を担保とする貸付
2. 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業、ホームヘルパー、派出看護人、集金代行、社会保険業務代行など特殊な技能などの共同利用を行う
3. 組合員の生活の改善および文化の向上を図る事業  
講演会、芸術鑑賞会、体育祭などの文化活動
4. 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業」

上記4項目は、細目を除いてそのまま定款（第3条）に書き込まれたが、後から振り返ってみれば、実際には取り組まなかった事業も多く、最初はかなり総花的に大風呂敷を広げたという印象である。設立総会資料のなかの初年度事業計画には、「生活資金の貸付」が詳細に記され、さらに「貸付条件」（利率・貸付限度・貸付期間・償還方法・保証人）と「貸付資金調達方法」が示され、収支予算書の収入としては貸付金利息と雑収入が計上されているので、実際には4項目のなかの個人信用貸付だけを実施するつもりだったのだろう。

設立趣意書に宮崎県の信用生協が言及されている点は興味深い。次節に述べるように、岩手県信用生協は初期の段階で宮崎県の信用生協から貸付事業の実務を学び、また1980年代には各地の信用生協の関係者を集めて交流を行った。中ノ郷質庫信用組合から戦後の労働質庫へと受け継がれた精神が、労働質庫から信用生協へと貌を変え、やがて宮崎県の信用生

協から岩手県信用生協へとつながったのである。低所得階層の消費者向けの協同組織金融というきわめて細い糸が、大正時代から今日まで姿形を変えながら何とかつながってきたといえるのではないか。

残されている「設立総会資料」には総会の開催日が記されていない。この資料の初年度の収支予算書は1969年7月1日を起点としているので、設立趣意書を公表した3月から同年6月までの間に開かれたのだらうと推測される。

**認可と事業開始** その後、348名の組合員を集め、組合員から計174,000円の出資金を募ったうえで、同年8月6日に消費生活協同組合法による設立認可を岩手県に申請し、8月22日に千田正岩手県知事から認可を受けた。申請から認可までわずか2週間と異例の速さである。正式な申請の前に水面下で折衝があったのかもしれないが、設立趣意書の時期から数えても約5カ月で認可を得ており、極めてスピーディであったのは、労働組合や社会党の政治力もさることながら、行政の側にも信用生協への理解が必要だったのではないか。

県知事の認可後、1969年11月1日に岩手県信用生協は盛岡市菜園にて事業を開始した（『共済会 信用生協 20年のあゆみ』）。この盛岡市菜園の事務所は、岩手労済をはじめ、岩手県民共済会や労務協会などが共同で入居する建物にあり、次節に述べるように、この事務所において多様な労働者福祉団体と一体となって活動していたのである。

岩手県信用生協の設立および事業開始は組織にとって記念すべき節目であったはずだが、その時期の『岩手日報』の新聞記事にはそのことを伝える記事は一切見当たらなかった。また岩手県信用生協の本部事務所には写真なども残されておらず、当時の雰囲気はうかがい知ることはできない。

## 1-5 小括

岩手県信用生協の設立に先立つ歴史を振り返ると、庶民、特に低所得層の消費者向けの協同組織金融の系譜が、大正時代から一本の細い糸のようにつながっている。その源流が1920年に小河滋次郎の設立した大阪庶民信用組合であり、次いで1926年に成沢伍一郎の設立した上田質庫組合であり、1928年に賀川豊彦らが設立した中ノ郷質庫信用組合であった。

戦後、中小零細企業に勤める低所得階層の未組織労働者は銀行のみならず労働金庫も利用できず、質屋と高利貸の搾取に遭っていたため、1950年代半ば以降に労働金庫を母体とする労働質庫が各地に設立されていった。

1960年代に入ると質屋に代わって消費者金融や販売信用が台頭し始めたが、1960年代は消費者金融・販売信用の顧客はまだ中間層・富裕層に限定され、低所得者層は依然としてリーズナブルな金融を利用できずにいた。こうした状況下で、総評系の労働組合や社会党系の革新勢力が強い岩手県の政治風土に支えられながら、幅広い労働者福祉運動の一環として1969年に岩手県信用生協が設立された。